

◎よくあるご質問

Q. 道路等の境界確認の申請はどのようにすればよいですか？

A. 「道路等境界確認事務取扱要綱」に定められた様式に必要な図書を添付して提出してください。

- ・道路等の境界確認申請は、「道路等境界確認事務取扱要綱」に従い事務を進めております。要綱、各種様式はサイトページ内に掲載しておりますので、ご確認の上、ご提出ください。

Q. 道路等の境界確認の申請はどこに提出すればよいですか？

A. 窓口は申請地の区によって異なります。該当する区の担当窓口までご提出ください。

- ・東部方面境界測量担当（担当区：千種、東、昭和、瑞穂、守山、緑、名東、天白）
 - ・西部方面境界測量担当（担当区：北、西、中村、中、熱田、中川、港、南）
- 詳細は窓口案内ページ内の「東部方面境界測量担当・西部方面境界測量担当窓口案内」PDFファイルをご覧ください。

Q. 確認申請書の受付から確認通知書が発行されるまで、どれくらいの期間ですか？

A. 過去の実績では平均11週間です。

- ・本市が申請書の受付後、資料や現地を調査し、申請者様に現況測量を依頼するまでの期間は2～3週間です。その後、申請者様に現況実測図を作成いただきます。
- ・その内容を本市が審査し、申請者様と本市が協議するまでの期間は2～4週間です。
- ・本市と境界の協議後、必要な場合は申請者様の隣接地の所有者様と境界を確認するために現地立会をしていただきますが、関係者様の状況や、ご都合などによって期間が異なります。
- ・立会した後に、ご提出いただく土地境界確認協議図を本市が審査し、土地境界確認書を発行するまでの期間は1～2週間です。
- ・過去の実績では、確認申請書の受付から確認通知書が発行されるまで平均11週間です。
- ・これらを踏まえ、早めの計画をご検討ください。

Q. 申請する場所や時期によって事務の期間は変わりますか？

A. 地域の特性、混雑状況などにより期間が異なります。

- ・事務の所要期間は目安であり、地域の特性、混雑状況などにより期間が異なります。
- ・街区の世界座標化を実施している場所では、短くなる傾向があります。
- ・座標化実施済地区については、窓口案内ページ内の「街区の世界座標化実施済地区一覧」PDFファイルをご覧ください。

Q. 地域の特性とは何ですか？

A. 区画整理等の実施状況、地形や街区の状況、本市が所有する測量データ（記録・図面など）の状況などです。

- ・土地区画整理等を実施しているか、地形や街区の形状が複雑であるか、本市が測量データ（記録・図面など）を十分に所有しているか、また現地と一致しているかなどその地域の状況のことです。このような地域では境界確認にあたり、慎重に対応しなければならないため、事務にお時間をいただく場合もあります。詳しくは個別でご相談ください。

Q. 14条地図整備や地籍調査によって、登記所（法務局）に地積測量図を備え付けられている場合、なぜ申請を受け付けないのですか？

A. 筆界が確定しており、本市と協議をする余地は無いため受け付けておりません。

- ・14条地図整備や地籍調査によって備え付けられた地積測量図は、本市との立会・協議の上、作成されたものが登記されております。
- ・現地への復元に関しても、基準点と地積測量図の座標値で復元が可能であるため、境界確認申請を受け付けておりません。